

霧島市条例第33号
平成29年10月10日

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工場等立地促進に関する条例（平成17年霧島市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「郵便業の施設」の次に「、研究開発施設」を加える。

第3条第2号イを次のように改める。

イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。